

◎新潟県告示第550号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）及び清五郎ワールドカップ広場
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市中央区清五郎58番地
アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ
構成員：公益財団法人新潟県都市緑花センター
株式会社アルビレックス新潟
- 3 指定の期間
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定年月日
平成27年3月26日